

医師臨床研修病院研修医環境整備費補助金交付要綱

| | |
|------|------------------------|
| | 平成16年4月16日15健医人 第2561号 |
| 一部改正 | 平成17年4月 1日16福保医政第1450号 |
| 一部改正 | 平成18年2月21日17福保医人第1692号 |
| 一部改正 | 平成18年7月 6日18福保医人第 700号 |
| 一部改正 | 平成20年7月11日20福保医人第 614号 |
| 一部改正 | 平成22年7月 9日22福保医人第 768号 |
| 一部改正 | 平成31年1月18日30福保医人第2107号 |
| 一部改正 | 令和 5年2月20日 4福保医人第1510号 |

第1 目的

この要綱は、都知事が指定した臨床研修病院（以下「臨床研修病院」という。）の開設者（市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。）、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修医の宿舎整備事業に要する経費について、東京都がその一部を補助することにより、効果的な臨床研修の実施ができる体制を整備し、医師の資質の向上に資することを目的とする。

第2 補助対象者

この補助金の交付対象は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第2号に規定する協力型臨床研修病院を除く東京都に住所を有する臨床研修病院の開設者とする。

第3 補助対象事業

この補助金の交付は、臨床研修病院の行う臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の整備に係る事業に対して行うものとする。

第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、臨床研修病院の研修医宿舎の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。）とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると知事が認める場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他整備費として知事が適当と認めない費用

第5 補助金の額

この補助金は、次に掲げる（1）及び（2）により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

第6 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、医師臨床研修病院研修医環境整備費補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

第7 交付決定及び通知

知事は、第6の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

第8 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合には、第6の規定に準じて、毎年度1月10日までにこれを行うものとする。

第9 交付の条件

1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要性が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

(3) (2)の規定による補助金の額の(2)のア又はイ掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微なものを除く。)

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事業上の契約行為

契約手続きについては、別に定める「福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費補助金に係る契約手続基準(平成17年4月1日16福保医政第1450号)」を遵守すること。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があった時は、速やかに遂行状況報告書（別記第2号様式）により知事に報告しなければならない。

6 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

7 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、及び補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。2のイの規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

10 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後に

においても適用があるものとする。

1.1 補助金の返還

(1) 知事は、1又は10の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、8の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

1.2 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

1.3 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における12の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 12の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1.4 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1.5 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1.6 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、
(2)に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交

付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(2) (1)に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

17 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

18 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第10 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年2月21日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5関係）

| 1 基準額 | 2 対象経費 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) に掲げる基準面積に研修医数及び (2) に掲げる単価を乗じた額</p> <p>(1) 基準面積 研修医一人当たり 20㎡</p> <p>(2) 単価 次のアからウまでに掲げる施設の構造のうち、該当するものに係る額</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造り 知事が別に定める額</p> <p>イ ブロック造り 知事が別に定める額</p> <p>ウ 木造 知事が別に定める額</p> <p>(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。</p> <p>2 実際の建築面積、単価が上記の基準面積、単価を下回る場合には、実際の建築面積、単価で基準額を算定するものとする。</p> | <p>臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)</p> |

別 記
第 1 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

開設者所在地

開設者名

代表者職氏名

印

年度医師臨床研修病院研修医環境整備費
補助金交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 経費所要額調（別紙1）

3 事業計画書（別紙2）

4 添付書類

- (1) 工事設計図
- (2) 工事仕訳書
- (3) その他参考となる資料
- (4) 補助対象事業者チェックリスト

別 記
第 2 号様式

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

開設者所在地

開設者名

代表者職氏名

印

年度医師臨床研修病院研修医環境整備費補助金
の補助対象事業の遂行状況報告書

標記について、別表のとおり報告します。

別表

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| 事業区分 | 施設名 | 所在地 |
| 医師臨床研修病院 研修医環境整備費補助金 | | |

1 事業執行状況（ 年 月 日現在）

| 区分 | 施行面積 | 工事施行率 | 金額 | 備考 |
|-----------------------------|----------------|-------|----|----|
| 年 月 日から 年 月 日まで 現在完成量 | m ² | % | 円 | |
| 年 月 日から 年 月 日まで 完成見込量 | | | | |
| 計 | | | | |

完成見込量については、本報告書提出後1か月ごとの完成量を記入すること。

2 工事進行状況（ 年 月 日現在）

| 工事名 | 年 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 4/1 | 5/1 | 6/1 | 7/1 | 8/1 | 9/1 | 10/1 | 11/1 | 12/1 | 1/1 | 2/1 | 3/1 | 4/1 |
| 設計事務 入札事務 整地工事 基礎工事 工事 | | | | | | | | | | | | | |

- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進行状況を実線の棒線で示すこと。
- 2 工事名ごとに工事進行状況（出来高）を%（パーセント）をもって示すこと。

3 繰越予定状況

| 請負契約額 | 年度内完成（見込み） | | | | 繰越予定 | | 繰越理由 |
|----------------|------------|---|------------|---|------|---|------|
| | 年 月 日現在 | | 年度末現在（見込み） | | 円 | % | |
| (全体契約額) 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |
| (うち都補助金分) 円 | | | | | | | |

請負契約額欄の（うち都補助金分）は、交付決定額を記入すること。

別 記
第 3 号様式

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

開設者所在地

開設者名

代表者職氏名

印

年度医師臨床研修病院研修医環境整備費
補助金の事業実績報告書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書（別紙 1）
- 3 事業実績報告書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - （1） 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - （2） 契約書の写し
 - （3） 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
 - （4） 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - （5） 建築基準法第 7 条第 3 項の規定による検査済書の写し
 - （6） その他参考となる資料
 - （7） 補助対象事業者チェックリスト